

仙振 第 1112 号
令和 1 年 10 月 17 日

一時利用地の指定の事前通知について

農家番号 (1)
住 所 大町郡出茂町青葉字元青葉3番地
氏 名 長沢 章大 様

宮城県仙台地方振興事務所長

土地改良法第89条の2第6項の規定に基づき、下記により一時利用地の指定を予定していますので通知します。

なお、下記の一時利用地の指定内容について意見がある場合は、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、この通知のあったことを知った日の翌日から起算して15日以内に宮城県仙台地方振興事務所長に対して弁明書を提出することができます。

記

- 1 一時利用地の使用開始（従前の土地の使用及び収益の停止）の日

令和 1 年 12 月 1 日

- 2 使用及び収益を停止する従前の土地及びこれに代わるべき一時利用指定地

別紙のとおり

青葉地区

担 当	農業農村整備部 管理指導班（換地担当）
電 話	022-275-9126
F A X	022-274-5876
住 所	〒981-8505 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17